

令和 3 年度 松戸市病院事業会計補正予算 (第1回)

(総 則)

第1条 令和3年度病院事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数、第2項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数、第3項第2号年間延利用者数、第3号1日平均利用者数を次のとおり改める。

1. 市立総合医療センター事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	193,450 人	147,825 人
	外来患者数	256,520 人	254,100 人
	計	449,970 人	401,925 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	530 人	405 人
	外来患者数	1,060 人	1,050 人

2. 市立東松戸病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	51,465 人	34,746 人
	計	73,679 人	56,960 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	141 人	95 人

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延利用者数	入所者数	15,038 人	11,242 人
	通所者数	488 人	60 人
	計	15,526 人	11,302 人
(3) 1日平均利用者数	入所者数	41 人	30 人
	通所者数	2 人	0 人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
収 入					
第1款	市立総合医療センター事業収益				
		21,321,984 千円		1,212,573 千円	22,534,557 千円
第1項	医業収益	19,649,477 千円	△	2,086,290 千円	17,563,187 千円
第2項	医業外収益	1,328,024 千円		3,298,863 千円	4,626,887 千円
第2款	市立東松戸病院事業収益				
		2,476,465 千円	△	395,289 千円	2,081,176 千円
第1項	医業収益	1,944,908 千円	△	410,000 千円	1,534,908 千円
第2項	医業外収益	531,556 千円		14,711 千円	546,267 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益				
		234,493 千円	△	29,000 千円	205,493 千円
第1項	施設事業収益	193,542 千円	△	29,000 千円	164,542 千円
支 出					
第1款	市立総合医療センター事業費用				
		23,074,802 千円		467,257 千円	23,542,059 千円
第1項	医業費用	22,027,708 千円		467,257 千円	22,494,965 千円
第2款	市立東松戸病院事業費用				
		2,476,465 千円	△	140,000 千円	2,336,465 千円
第1項	医業費用	2,454,537 千円	△	140,000 千円	2,314,537 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用				
		234,493 千円	△	1,000 千円	233,493 千円
第1項	施設事業費用	232,929 千円	△	1,000 千円	231,929 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「747,975千円」を「740,610千円」に、過年度分損益勘定留保資金「747,975千円」を「739,944千円」に改め、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額666千円」を加え、資本的収入及び支出の額を次のとおり補正する。

収入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立総合医療センター資本的収入			
		1,649,268 千円	△ 764 千円	1,648,504 千円
第1項	企業債	901,200 千円	△ 50,100 千円	851,100 千円
第3項	負担金	21,040 千円	△ 3,160 千円	17,880 千円
第6項	寄附金	1 千円	2,381 千円	2,382 千円
第7項	県支出金	0 千円	50,115 千円	50,115 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入			
		41,755 千円	△ 12,200 千円	29,555 千円
第1項	企業債	12,900 千円	△ 12,200 千円	700 千円
支出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立総合医療センター資本的支出			
		2,367,712 千円	△ 8,180 千円	2,359,532 千円
第2項	投資	42,000 千円	△ 8,180 千円	33,820 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出			
		70,664 千円	△ 12,149 千円	58,515 千円
第1項	建設改良費	18,119 千円	△ 12,149 千円	5,970 千円

(企業債)

第5条 予算第6条中、起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立総合医療センター医療器整備事業	千円 695,200	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	千円 645,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市立東松戸病院医療器整備事業	千円 12,900				千円 700			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条第2項第1号の職員給与費の額「1,723,418千円」を「1,653,418千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第10条第1項及び第2項に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
1. 市立総合医療センター事業	3,458,040千円	3,913,036千円
2. 市立東松戸病院事業	78,889千円	55,789千円

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健次